

四万十町条例第7号

四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

四万十町国民健康保険税条例（平成18年四万十町条例第89号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「58万円」を「61万円」に改める。

第23条中「58万円」を「61万円」に改め、同条第2号中「275,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の四万十町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。